

時津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

時津町農業委員会

第1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日施行の農業委員会に関する法律により農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

時津町の農業は、中山間地で労働集約型の果樹栽培を中心とした地域が多く、高齢化や後継者不足による遊休農地の拡大が懸念されている。そのため、山林化した農地の非農地判断を行い、守るべき農地を明確化するとともに、地域及び関係機関と連携して、今後作成される「地域計画」に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、地域に密着した活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、時津町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は長崎県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び時津町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、別紙の「最適化活動の目標等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積（緑）	遊休農地の割合
現 状 (令和 5 年 4 月)	277ha	77ha	27.79%
5 年後の目標 (令和 8 年 4 月)	277ha	39ha	14.07%
目 標 (令和 1 5 年 4 月)	277ha	0ha	0%

※農地面積は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積＋緑区分判定遊休農地面積

【目標設定の考え方】

令和１５年度までに、遊休農地を解消することを目標とする。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法に基づく利用状況調査と利用意向調査を毎年実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、継続して実施し、活動記録を行う。

- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の精度の向上と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 農家の意向を踏まえた「目標地図」の作成や見直しに協力するとともに「地域計画」に基づいて中間管理事業を活用した利用調整に取り組む。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構と情報共有を図る。

③ 非農地判断について

- 山林化した農地の非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

ガイドラインに基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

２．担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (令和５年４月)	200ha	65ha	32.5%
５年後の目標 (令和８年４月)	200ha	90ha	45.%
目 標 (令和１５年４月)	200ha	115ha	57.5%

※農地面積は「耕地及び作付面積統計」における耕地面積

【目標設定の考え方】

令和１５年度までに、50ha の農地の利用集積をはかることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 「地域計画」の推進について
 - 今後時津町が策定する「地域計画」を推進するため、地域の中心となる担い手の掘り起こしなどを行うとともに、地域での話し合いを通じ、農地利用の集積・集約化のための調整活動に積極的に関与する。
- ② 農地中間管理機構等との連携について
 - 農地中間管理機構等の関係機関と連携し、担い手の意向を踏まえて、積極的に農地中間管理機構への貸し付けを進め、農地の利用集積を行う。
- ③ 担い手への集積活動の推進について
 - 担い手に対して、農地中間管理事業の活用や利用権の設定を促す。
 - 認定農業者会とも情報を共有し連携する。

(3) 担い手への農地利用集積・集約化の評価方法

ガイドラインに基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 目標及び目標設定の考え方

ガイドライン（過去3年間において権利の設定又は移転が行われた農地面積の平均1割以上とする）に基づき、目標を年間1haとし、農地の所有者から新規参入者に対する貸付に同意を得て公表する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
 - 新規参入希望者からの農地の貸借等の相談に対して、町、JA、県と連携して、サポートを行う。
- ② 新規就農フェア等への参加について
 - 関係機関と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加し、新規就農希望者の情報収集に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

ガイドラインに基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

時津町において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、時津町農業委員会は次の役割を担う。

- 日常的な農地パトロールによる農地の適正利用の確認
- 農家への声掛け等による意向把握
- 「地域計画」で位置づけられた農業を担う者への農地の利用調整
- 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- 「地域計画」の見直しへの協力